

成年後見制度を活用するには

1. はじめに

認知症などで判断能力が低下し、本人が法律行為を行うことが困難となった場合に、本人をサポートする制度が「成年後見制度」です。具体的な内容や、手続きの方法を解説します。

2. 成年後見制度の2つの種類

成年後見制度には2種類あり、本人の判断能力が不十分になった後に適用する制度が「法定後見」、判断能力が不十分となる前に適用する制度が「任意後見」です。「法定後見」は、認知症などによって本人の判断能力が低下したときに、親族等の請求で本人をサポートする人を家庭裁判所が選任し、法律で定められた権限に基づいて本人の財産管理や身上監護を行ないます。成年後見、保佐、補助の3つの種類があります。「任意後見」は、本人に判断能力がある間に任意後見契約を結び、判断能力が低下したときの後見人と、後見人に依頼する事務の内容を予め定めておく制度です。

3. 3種類の法定後見

「法定後見」における3つの種類の、主なポイントは次の通りです。

		成年後見	保 佐	補 助
対 象 者		判断能力を常に欠く状況にある人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
サポートする人		後見人	保佐人	補助人
代理権	付与される範囲	財産に関するすべての法律行為	家庭裁判所が認めた 特定の法律行為	家庭裁判所が認めた 特定の法律行為
	本人の同意	不 要	必 要	必 要
同意権 取消権	付与される範囲	日常生活に関する行為を除く すべての法律行為	法律上定められた 重要な法律行為※	家庭裁判所が認めた 特定の法律行為
	本人の同意	不 要	不 要	必 要
職業などの制限		医師・公務員・取締役等に就けない。 選挙権無し・印鑑登録不可	医師・公務員・取締役等に 就けない	制限なし

※預貯金の払い戻し、不動産の売買、一定期間を超える不動産の賃貸借、相続(放棄を含む)・贈与など

法定後見の申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所で行ないます。申立てができる人は、本人、配偶者、4親等以内の親族などです。その後3種類の法定後見が開始されると、登記されます。

4. 任意後見契約とは

もうひとつの成年後見制度である「任意後見契約」を締結するにあたっては、公証役場で公正証書を作成しなければなりません。任意後見契約の内容は、法務局で登記されます。任意後見契約の効力が発生するのは、後述する任意後見監督人が家庭裁判所によって選任されたときであり、本契約が締結されて直ちに効力が発生するわけではないため注意が必要です。

5. 任意後見契約の内容

将来本人の判断能力が不十分となったときに備えて、財産管理や療養看護などに関する事務について、契約により特定の人(受任者)に委任します。その事務の内容は、任意後見公正証書に添付する「代理権目録」に記載します。記載のない法律行為を受任者が行なうことはできません。

6. 任意後見契約の受任者の要件

未成年者や破産者に該当しない限り、本人が自由に選任することができます。受任者は必ずしも司法書士や社会福祉士などでなくてもかまいません。親戚や友人を選任すること、法人が受任者となることも認められています。

7. 任意後見監督人の選任

任意後見人が契約に基づいて事務を行なっているか、本人の財産を不正に取得していないか等を家庭裁判所に報告するため、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。任意後見人の配偶者や兄弟姉妹が任意後見監督人になることはできません。通常弁護士や司法書士などの法律の専門家が選任されます。人生後半の生活設計を行う際に、この制度を活用する準備を早めに始めてみてはいかがでしょうか。

以上

※掲載内容の無断転載を禁じます

<取扱代理店>

〇〇保険事務所 代表 三井住友 太郎

〒000-0000 △△市×× 0-00-0 〇〇B-201 TEL:000-000-0000 FAX:000-000-0000